

平成30年 4月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成30年4月20日(金) 午前8時57分～ 10時15分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

2番	大原	眞路 (会長職務代理)	3番	三木	洋一
4番	川田	一博	5番	吉田	宏明
6番	山下	恭生	7番	松下	良夫
8番	井上	賀博	9番	岡野	孝文
10番	村井	孝彦	11番	中村	康男 (会長)
12番	藤本	俊彦	13番	宮本	賢一
14番	猪熊	幸雄	15番	國重	幸代
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸

欠席委員

1番	木下	得代	18番	大西	和男
----	----	----	-----	----	----

傍聴推進委員

2番	茶本	恭弘	6番	中西	格
11番	河合	茂夫	14番	濱崎	郷廣
16番	三野	久米吉			

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	岡崎	伸一郎
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	1 3 件	田 畑	20,151.20 4,898	m ² m ²
第 2 号議案	合意解約	4 件	田 畑	10,696	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 4 条許可申請	3 件	田 畑	1,745.49	m ² m ²
第 4 号議案	農地法第 5 条許可申請	6 件	田 畑	3,911	m ² m ²
第 5 号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	1,034	m ² m ²
第 6 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 7 号議案	農用地利用集積計画書	1 3 件	田 畑	17,843 7,484	m ² m ²
第 8 号議案 (イ)	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更	1 件	田 畑	674	m ² m ²
合 計		4 1 件	田 畑	55,020.69 13,416	m ² m ²

平成30年4月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻3分前でございますが、皆様お揃いになりましたので、只今から4月の定例会を開催いたします。

申し訳ございませんが、今月はマイクが準備できず、マイクなしでよろしく願いします。

本日は、農業委員18名中16名のご出席を頂いており、本定例会が成立していることをご報告いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで合計41件でございます。

事務局長

それではまず、議案の訂正をお願いします。議案をお開きください。第3号議案の3番でございますけれども、議案の9ページでございます。こちらのほうが只今分筆中でありまして、登記簿が昨日までに届かなかった、今登記申請中で登記簿が届かなかったことにより、今回は取り下げさせていただきまして、5月に延期といたします。

こちらの3号議案の3番、府中町の案件でございますけれども、議案から取り消しをお願いいたします。

よろしいでしょうか。そういう関係で本日ご審議をお願いする案件は、41件になっております。

なお、木下委員さん、大西委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。

爽やかな春の好天が続いております。委員の皆様にはお忙しいなか、ご出席いただきありがとうございます。今日はマイクがないため、議事進行がお聴き取りにくいことがあります。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を14番の猪熊委員さんと15番の國重委員さんのお二人にお願いします。次に、今月の現地調査につきましては、10番の村井委員さん、12番の藤本委員さん、13番の宮本委員さんと私で、昨日4月19日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

会長職務代理

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」13件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」13件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 5,940 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2 番、・・・、 面積 2,078 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3 番、・・・、 面積 264 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4 番、・・・、 面積 211 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

5 番、・・・、 面積 842 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

6 番、・・・、 面積 3,725 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

7 番、・・・、 面積 2,870 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

8 番、・・・、 面積 3,549 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

9 番、・・・、 面積 1,266 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

10 番、・・・、 面積 897 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

11 番、・・・、 面積 2,379 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

12 番、・・・、 面積 263 m²の内 3.20 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、第 4 号議案 1 番と関連しております。本申請地は被設定者の分家住宅用地の南隣に位置しており、設定者の菜園となっています。この地下に分家住宅からの排水管を埋設するため、本申請により地上権を設定するものです。

13 番、・・・、 面積 1,025 m²。 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件 13 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相

当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」13件について、9番、10番については、本日傍聴されております濱崎推進委員さんが、また、12番については三木委員さんが関係者ということで、それぞれ審議中は退室していただくこととなります。

まずは、1番から8番および、11番、13番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

会長職務代理

1番から8番、11番13番につきましては、ご異議もないようなので、9番10番につきまして審議を行います。濱崎推進委員さん退室をお願いいたします。

(濱崎推進委員 退室)

会長職務代理

9番、10番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

9番、10番の譲受人はご家族ですか。

宮本委員

ご家族です。

梶野委員

経営規模拡大はいいのですが、受人反別が同じ面積なんですけど、これはこういうやり方でいいのですか。例えばこの方自身が全く同じ面積を持っているのか。

事務局書記

受人反別の面積は、世帯での経営面積を記載しています。

梶野委員

勘違いしますね。

事務局長

受人がそれぞれ違うけど、それぞれ同じ面積だからということですね。それぞれ持っているのではないのです。もともとご家族なので、世帯単位で計算しています。

梶野委員

わかりました。
今後、この辺の表記をどうするのか。

事務局長

たまたま、受人の名義が違うからそういう風になっていますが、ご家族の同一世帯で計算しています。

梶野委員

譲り受けたということは、登記が変わってくるということですか。

事務局長

そうですね。許可が下りればです。

梶野委員　はい、わかりました。

会長職務代理 他に9番、10番につきまして、何かありますか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 9番、10番につきましては、他にご意見はないようですので、濱崎推進委員さんの入室をお願いいたします。

(濱崎推進委員 入室)

会長職務代理 続いて、12番について審議を行いますので、三木委員さん退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

会長職務代理 12番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】 の声あり

会長職務代理 ご異議ありませんので、三木委員さんの入室をお願いいたします。

(三木委員 入室)

猪熊委員 13番の譲受人である株式会社というのは、会社が農地を持つのですか。農地所有適格法人ですか。

事務局長 農地所有適格法人でございます。

会長職務代理 第1号議案「農地法第3条許可申請」13件について、他にになにかご意見・ご質問
はありませんか。

各委員 【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」13件につ
きまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第２号議案「農地法第１８条　合意解約」４件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 588 m²。【議案読み上げ】

2 番、・・・、 面積 3,725 m²。【議案読み上げ】

本件は第 1 号議案 6 番と関連しています。

3 番、・・・、 面積 2,834 m²。【議案読み上げ】

本件は第 1 号議案 7 番と関連しています。

4 番、・・・、 面積 3,549 m²。【議案読み上げ】

本件は第 1 号議案 8 番と関連しています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 18 条 合意解約」4 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 18 条 合意解約」4 件を受理し、処理してまいります。

続いて、第 3 号議案「農地法第 4 条許可申請」3 件を議題に供します。

なお、第 3 号議案の 1 番、2 番については現地調査を実施しておりますので、13 番宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

〔現調委員〕 〈現地調査報告〉

宮本委員 それでは、第 3 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 番、2 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 1,047 m²。【議案読み上げ】

場所は主要地方道善通寺府中線（18 号線）と市道横山・四手線との三叉路から西へ 50 m に位置します。

無断転用の有無は、無しです。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

数年前より耕作が困難な状態であったことから、太陽光発電設備を計画したため、申請を行ったものです。

農地の区分は、周辺の状況から第 2 種農地に該当します。

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

太陽光発電設備設置に必要な電力会社との電力需給契約申込書、経済産業省の設備認定通知書の写しの提出があると聞いております。

2 番、・・・、面積 384 m²、【議案読み上げ】

主要地方道善通寺府中線（18 号線）から北へ約 200m、額西公民館から北西へ約 100mに位置します。この場所は第 1 号議案の 12 番と同じところです。

無断転用の有無は、有りとなっております。

転用目的は、宅地拡張用地です。

平成 15 年に自己住宅隣に農業用倉庫を建築した際に転用申請がなされていないことが判明。そのため無断転用を解消するためです。

農地の区分は、農用地からの除外申請により、周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込みです。農用地からの除外申請については、現時点で県からの事前協議の回答で異議なしの段階まで終わっております。

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用による始末書の提出があるとのこと。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第 3 号議案「農地法第 4 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番 2 番につきましては、宮本委員さんのご説明どおりです。

4 番、・・・、面積 314.49 m²。【議案読み上げ】

申請地は綾川に架かる雲井橋から西に約 100m に位置するところです。

無断転用の有無は、有りです。

転用目的は、宅地拡張用地です。

現在の居宅は老朽化がすすみ、居住するのが困難なため、隣にある本申請地に新築する予定です。現在の居宅は綾川の堤防のすぐ横であるため、堤防決壊時の盾とするほか農業用倉庫として利用していきます。

また、隣にある農業用倉庫の一部が本申請地に及んでしまっていることが判明し、無断転用を解消するためです。

農地の区分は、周辺の状況から第 2 種農地に該当します。

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 4 条許可申請」3 件について、2 番については三木委員さんが関係者ということで審議中は退室していただくこととなります。

まずは、1 番、4 番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 続いて、2 番について審議を行いますので、三木委員さん退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

会長職務代理 2 番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 2 番も異議がないようですので、三木委員さんの入室をお願いします。

(三木委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 4 条許可申請」3 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

会長職務代理 続いて、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」6 件を議題に供します。
なお、第 4 号議案の 1 番、4 番、5 番については現地調査を実施しておりますので、1 2 番藤本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

〔現調委員〕 〈現地調査報告〉

藤本委員 それでは、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番、4 番、5 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 325 m²。【議案読み上げ】

主要地方道善通寺府中線（18 号線）から北へ約 200m、額西公民館から北西へ約 100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、賃貸アパートに家族 3 人で居住しているが手狭となってきたこと、また、経済的な面や農作業の手伝い等の将来的なことを鑑みて、両親宅の近くである本申請地を借り受けて自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 農用地からの除外申請により周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。農用地からの除外申請については、現時点で県からの事前協議の回答で異議なしの段階まで終わっている。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水については第 1 号議案 1 2 番にあるとおり、隣接農地への排水管の埋

設によるものとなっている。

4 番、・・・、面積 1,107 ㎡。【議案読み上げ】

主要地方道高松王越坂出線（16 号線）と県道林田府中線（187 号線）との交差点から南西に約 30m、周辺に市立白峰中学校がある。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人は事業として再生可能エネルギーを利用した発電事業を行う会社として平成 30 年 1 月 23 日に設立された会社である。

まずは、現在その主流である太陽光発電を行うことで、今後の事業拡大を図っていきたいと考えているため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な四国電力との契約書、経済産業省の設備認定書類の提出もある。

5 番、・・・、面積 1,513 ㎡。【議案読み上げ】

市立府中保育所に隣接する開法寺池から東へ約 300m、J R 予讃線のすぐ西に隣接し位置している。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 本申請地は耕作する人手が不足し現在は休耕地としているが、周囲は見通しも良く日当たりにも恵まれていることから太陽光発電に適した土地であり、譲受人がその用地として利用することを計画し、所有者との話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な四国電力との契約書、経済産業省の設備認定書類として設備認定申請参照の写しの提出もある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま藤本委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、4 番、5 番については、藤本委員さんのご説明とおりです。

2 番、・・・、面積 463 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 無

申請地は市立坂出中学校から西へ約 30mに位置します。

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲受人は、現在、本申請地の隣接宅地にある住宅に親達と同居しているが、子供の成長とともに手狭となったため、本申請地に新しく自身の住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

本申請地は、平成16年5月18日から申請者の親による売買予約の所有権移転請求権仮登記がついているものでございます。

3番、・・・、面積 282 m²

申請地はさきほどと同じ、市立坂出中学校から西へ約 30mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 非農家の自己住宅用地

申請理由 譲受人が平成16年に隣接する宅地に住宅を建築した際に、農地であった本申請地へ及んでしまったことが今般判明したため、その無断転用の解消。

また、その隣接地は、申請者が営んでいる事業のための資材置場や営業車両の駐車場として利用するため。

農地の区分 都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

6番、・・・、面積 221 m²。【議案読み上げ】

転用目的 分家住宅

申請地 市立江尻保育所から北東へ約 50mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅

申請理由 譲受人は、現在、本申請地の隣接宅地にある住宅に親達と同居しているが、子供の成長とともに手狭となったため、本申請地に新しく自身の住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 本申請の転用計画地ではないが隣接宅地として利用している部分に第三者の所有する土地が含まれていることが3年前より確認されていた。

そのため、本申請に当たってそのことが影響しないか県に相談、協議した結果、現

時点では譲渡人が調査確認しているが所有者との連絡が取れないやむを得ない理由があること、また、今後そのことについて解消していく意思があると確認できる経緯書の提出の指導があったものである。

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「農地法第5条許可申請」6件について、1番については三木委員さんが関係者ということで審議中は退室していただくこととなります。

まずは、2番から6番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 5番の案件についてお伺いしたい。場所をお聴きしたところ、旧国府の発掘調査が行われている区域の近くだと思うのですが、この辺りは埋蔵文化財の調査区域の確認はできているのですか。

事務局長補佐 そこまでは確認できていませんでしたが、確認します。

会長職務代理 他に何か2番から6番についてありませんか。

梶野委員 太陽光発電がよくできるのですが、まとめたら良い農地が分断されていってしまう状況になる可能性がおおいにあります。その対策をどのようにしているのか危惧しているのですが。

事務局長補佐 転用の許可に関しては、経済産業省の設備認定を受けて、電力との契約が確認できれば。

梶野委員 農業委員会では特にどうこうできないのですか。

事務局長補佐 そうですね。面積等で制限をかけることはできないかと思います。県の方からもそういう指導がありました。

会長職務代理 昨日も村井委員さんからもあったのですが、同じような話で、太陽光発電の制限というか、優良農地の確保が大きな目的です。

村井委員 昨日調査に行った3か所で、埋蔵文化財のところ、線路の横のこの辺だったら仕方ないかもしれませんが、このあとの2つは本当に良い土地なんですよ。今言われた優良農地というのが、個人の意思で契約して、農業委員会に行って、農業委員はその後の審査だいいけれども、その間に、もう一步その先に農業委員なり、推進委員に相談してくれる気風というか、そういう土壌を作らない限り、非常に難しい気がします。坂出市全般の農業従事者に、それから高齢化していく人たちを対象にした意識の啓発行為も必要だし、情報提供も必要だし、去年から始まった推進委員制度を本当に活動させるためのひとつの方向性の部分ではあるんじゃないかなという気がします。農業委員会の立場ではよくわかる。現場でいる農業委員の立場だったら、もうちょっ

と早く相談とか情報提供とか、相談にのってほしいなという気風を作りたいと思ってくれる組織にならないといけない。本当に良い土地ですよ。

各委員 真四角で、良い土地です。

会長職務代理 事務局が言われるように、経済産業省の指導もありますので、なかなか難しいと思いますが、権限もないので強くできない部分もありますが。

今、村井委員さんが言われたとおり、土壌づくりをしていくことも事務局として考えていかなければと思います。

他にご意見ありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 続いて、1 番については審議を行いますので、三木委員さん退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

会長職務代理 1 番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」6 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 5 号議案「非農地証明願」1 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第 5 号議案「非農地証明願」1 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 99 m²。【議案読み上げ】

府中湖の南端の県道府中造田線（17 号）の三叉路を北 100m の東の法面に位置。

もう一つは、面積 953 m²。

府中湖の南端の県道府中造田線（17 号）の三叉路から東の山の中腹に位置。

申請理由 申請地は、2 筆とも山林を開墾し畑とした土地である。1 つめの土地は県道と宅地間の法面であり狭く耕作するには不便であります。

もう一つは、山林に囲まれ耕作の便が悪く、急速に山林化が進行した土地である。両畑とも生産性が悪いため、昭和 40 年頃から耕作なくなり、山林となって約 40 年が経過しています。周囲が山林である状況から見ても農地への再生は困難なため。

申請理由についての証明 周辺に居住し事情に詳しい者からの証明書の添付もあります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 立派な田でも耕作できない状況になっているので、山林に囲まれているならば仕方ない。

会長職務代理 他にご意見、ご質問ありませんか。
特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」13件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」13件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が9件、更新が3件、再設定が1件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が5件となっております。
以上、農用地利用集積計画書13件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農用地利用集積計画書」13件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」13件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第8号議案（イ）「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第8号議案（イ）「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。
【議案読み上げ】 面積 674 m²。
 高松自動車道 坂出ジャンクションから北へ約20mに位置。
転用目的 店舗兼住宅 用地
事業計画の変更を必要とする理由 将来的に年齢のこともあり2階への移動に支障が出ると考え平屋建に変更することから、建築建物に建築面積及び構造等の変更が必要となったため。
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
その他 この申請は平成16年8月26日に当初の計画で許可を受けていたものを

変更するもので、建物については現在建築済となっておりますが、このことによって計画変更が必要になったものです。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案（イ）「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案（イ）「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

本日はマイクがなくて聴き取りにくかったと思いますが、十分ご審議いただきましてありがとうございました。以上で本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

（事務局からの連絡事項等）

会長職務代理

それでは、これをもちまして 4月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時15分終了